

令和五年六月二十三日受領
答弁第一〇六号

内閣衆質二一一第一〇六号

令和五年六月二十三日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 細田博之殿

衆議院議員城井崇君提出市街化調整区域、用途地域を含む空家等活用促進区域の指定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員城井崇君提出市街化調整区域、用途地域を含む空家等活用促進区域の指定に関する質問に
対する答弁書

一について

政府としては、御指摘のような意見があることも参考にしながら、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和五年法律第五十号）による改正後の空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）の運用に当たっては、地方公共団体等の関係者に対して丁寧な説明に努めてまいりたい。

なお、同法第七条第八項及び第九項においては、市町村が市街化調整区域の区域を含む空家等活用促進区域を定める場合や空家等活用促進指針に用途特例適用要件等に関する事項を記載する場合には、都道府県知事又は特定行政庁との協議をすることとするなど、慎重な手続が定められているところであり、空家等活用促進区域について同法第四章に規定する空家等の活用に係る措置を講ずることは、御指摘のように「市街地が無秩序、無計画に広がっていくこと、新たな空き家が発生すること、生活環境が悪化することにつながる」ものではないと考えている。

二について

御指摘の「社会資本整備審議会住宅地分科会空き家対策小委員会」においては、空き家対策の在り方について、地方公共団体のニーズを踏まえつつ検討が行われたところであり、御指摘の「市街化調整区域や用途地域を、空家等活用促進区域に指定して緩和措置を行うこと」については、地方公共団体における実務上のニーズがあることを踏まえ、初回の同小委員会において、事務局である国土交通省住宅局が、空き家問題への制度的対応を求める地方公共団体の意見を説明する中で、「ネックとなる規制の緩和」という形で示され、当該説明等に基づくその後の審議の内容を踏まえ、昨年十二月に開催された同小委員会において検討された取りまとめの方向性の案と、本年二月に公表した最終的な取りまとめにおいて、御指摘の点を含む「規制の合理化など」が、空き家の流通・活用を促進するための具体的な取組として盛り込まれたものである。